

総合科学技術会議

第4回科学技術イノベーション政策推進専門調査会

議事録

日 時：平成 24 年 6 月 25 日（月）13:01～15:06

場 所：内閣府中央合同庁舎第 4 号館 4 階共用第 2 特別会議室

出席者：相澤益男会長、奥村直樹議員、今榮東洋子議員、青木玲子議員、中鉢良治議員、大西隆議員、上山隆大委員、春日文子委員、北城恪太郎委員、久間和生委員、小谷元子委員、庄田隆委員、中馬宏之委員、成宮周委員、松本紘委員、倉持隆雄内閣府政策統括官、中野節大臣官房審議官、吉川晃大臣官房審議官、大石善啓大臣官房審議官

1. 開会

2. 議題

- (1) 科学技術関係予算の重点化について
- (2) 科学技術イノベーションを促進する仕組みについて
- (3) その他

3. 閉会

【配布資料一覧】

- 資料 1 第 3 回科学技術イノベーション政策推進専門調査会議事録（案）
- 資料 2 平成 25 年度科学技術関係予算の重点化について
- 資料 3 科学技術イノベーションを促進する仕組み
- 資料 4 「重点化課題検討タスクフォース」の設置期限の延長について（案）
- 資料 5 当面のスケジュール（案）

【参考資料（机上配付のみ）】

- 参考資料 1 平成 23 年度科学技術重要施策アクションプラン
- 参考資料 2 アクションプラン施策パッケージの概算要求のとりまとめについて
- 参考資料 3 平成 24 年度科学技術重要施策アクションプラン
- 参考資料 4 平成 24 年度科学技術重要施策アクションプランの対象施策について
- 参考資料 5 平成 24 年度科学技術予算重要施策パッケージの特定について
- 参考資料 6 科学技術イノベーション政策推進のための有識者研究会報告書
- 参考資料 7 新成長戦略全体フォローアップ調査票（抜粋）
- 参考資料 8 科学技術イノベーションを担う人材の育成強化に向けた工程表

○科学技術イノベーション政策推進懇談会（第 1 回）資料

- 科学技術イノベーション政策推進懇談会（第2回）資料
- 科学技術イノベーション政策推進懇談会（第3回）資料
- 科学技術イノベーション政策推進懇談会（第3回）議事録
- 第1回科学技術イノベーション政策推進専門調査会 資料
- 第2回科学技術イノベーション政策推進専門調査会 資料
- 第3回科学技術イノベーション政策推進専門調査会 資料
- 第4期科学技術基本計画
- 第4期科学技術基本計画 概要

○相澤会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第4回科学技術イノベーション政策推進専門調査会を開催させていただきます。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日、ご都合によりまして、中馬委員は途中からのご出席、白石議員、平野議員、石川委員はご欠席との連絡を受けております。

それでは、本日の会議資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（小川企画官） それでは、確認をさせていただきます。お手元に議事次第が1枚ございます。その裏側に資料ナンバー、資料一覧表を配付させていただいております。まず、資料1でございますが、前回の第3回の専門調査会の議事録（案）でございます。資料2が平成25年度科学技術関係予算の重点化について。資料3、科学技術イノベーションを促進する仕組み、資料4、「重点課題検討タスクフォース」の設置期限の延長について（案）でございます。資料5が当面のスケジュール（案）でございます。また、机上のみではございますけれども、これは資料ではございませんが、先週木曜日に取りまとめて公表されております科学技術イノベーションを担う人材の育成強化に向けた工程表を配付させていただいております。不足がございます場合には事務局までご連絡をお願いいたします。以上です。

○相澤会長 資料1に前回の議事録がございますけれども、この内容につきましては発言部分につきましてそれぞれの委員のご意見を既にいただいております。全体についてここでご確認いただければと思います。ご承認いただけますでしょうか。

（異議なし）

○相澤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの議事録についてはこの案のとおりとさせていただきます。本日の議題の初めは、科学技術関係予算の重点化についてであります。次回、7月19日の専調においては、予算の重点化について大変重要な位置づけになっておりますアクションプラン並びに重点施策パッケージの議題を取り上げることになっております。本日は、それらを踏まえた上で、予算の進め方の全体像について議論をいただきたいと思っております。

それでは、まず事務局より資料に基づいて説明をお願いいたします。

○事務局（柚谷参事官） 資料2が、議題1の平成25年度科学技術関係予算の重点化についての資料でございます。科学技術関係予算の重点化につきましては、グリーン、ライフ、復興・再生の協議会などでそれぞれの分野につきまして予算の重点化の前提となりますアクションプランの主要要素であります最重要の政策課題と重点的取組の取りまとめ中でございます。また、

重点課題検討タスクフォースで第4期科学技術基本計画の第3章について重点化の取組を取りまとめ中でございます。ご出席の議員、委員の方々にもこれらの会議体に分かれてお入りいただきまして、ご検討いただいているところでございます。

1 ページに、専門調査会として予算の重点化についてどういう役割を担っているか、どういうことがミッションになるかというものを示しております。2つありまして、アクションプランの策定と重点課題取組の取りまとめの主体であるということです。ただ、具体的な課題とか取組の抽出につきましては、基本的にはそれぞれの会議体、先ほどの戦略協議会などに専門調査会から委任しているという状況でございます。この役割分担を踏まえまして、次回の7月19日の専門調査会におきましては、それぞれの戦略協議会などの検討結果について、個別の課題、取組を追加する、内容がどうかというよりも、この専門調査会におきましては、より広く横断的な観点でそれぞれの結果の整合性などをご確認いただくということになります。

以上を踏まえまして、特に今回の専門調査会では、課題とか取組の内容ではなくて、これらを取りまとめていく進め方をご確認いただきまして、特段の留意事項などがあるようでしたらばご指摘いただきたいと思います。

2 ページ目が、これも確認的になると思いますけれども、予算の重点化の基本的な考え方を模式化してございます。こういう全体像であるということなのですけれども、課題対応型で今回やりますということと、戦略協議会がアクションプランの原案をつくり出すということと、それから最重点がアクションプランであって、重点が重点施策パッケージであるという2トラックで重点化していきますというのがポイントかと思えます。

3 ページ目でございますけれども、ここで科学技術基本計画の各章と政策課題の設定、予算の重点化の関係を模式化してございます。アクションプランと重点施策パッケージの2トラックで行くということでございますけれども、真ん中の左側の赤いところがアクションプランの関係でございます。これにつきましては、戦略協議会などでアクションプランの政策課題、重点的取組を設定していただいて、その後、下の点々の中にありますけれども、各府省が個別施策について提案して、それについて総合科学技術会議の大臣・有識者がアクションプランの対象施策を特定するという流れになります。

他方、重点施策パッケージにつきましては、真ん中の右側の紫色の枠の中ですけれども、戦略協議会などで提示する①の部分と重点化課題検討タスクフォースが提示します②の重点課題取組に加えまして、③にあります各府省が独自に考案した重点化課題取組と3つの中から、点線の中にあるように、より細かい施策レベルで各府省が予算要求の際にパッケージの提案を行

いまして、アクションプランのように総合科学技術の大臣・有識者がパッケージの対象となる施策を特定するという流れになります。

4 ページ、5 ページは、アクションプランと重点施策パッケージにつきまして、もう少し細かいことですが、専門調査会に確認していただきたいことが書いてございます。4 ページ目が、専門調査会が策定すべきアクションプラン、原案は戦略協議会などで作られますけれども、7月19日に専門調査会で策定していただくということになりますので、その構成の柱立てとして、今、検討中のものを掲げてございます。I から V までございますけれども、それぞれの内容につきましては冒頭申し上げましたように各戦略協議会などで今検討中ですので、この柱立てにつきまして今回はご確認いただきたいと考えております。なお、この柱立ては平成24年度のアクションプランと同じでございます。

続きまして、5 ページですが、重点施策パッケージは何かというのを説明したものでございます。先ほど3 ページの右側に出てきたものと大体同じなのですが、重点化課題検討タスクフォースなどによります、重点課題とか取組の提示は、各府省による施策パッケージの提案の支援であり誘導のようなものであるという位置づけを記載してございます。

6 ページ目はアクションプラン、重点施策パッケージに関します、予算編成プロセスを模式化したものでございます。今まで説明してきたものを一つにしたものでございますけれども、ここでは専門調査会の取りまとめとの関係で今まで申し上げなかったものを御説明します。7月19日の次回の専門調査会の前に黄色い枠にあります、関係省庁政務会合を開催いたしまして、各府省の重要課題の考え方を提示してもらった上で、政務レベルで意見交換する場を設けることとしております。

7 ページは、前回の専門調査会でもお示ししました。若干の文言を修正しましたが、この専門調査会で予算の重点化と、それ以外のテーマであります P D C A（モニタリングの評価とあり方）及び今日も議論していただきます「仕組み」についての話について、今年度どういうスケジュールでやっていくかというものを示した図でございます。

8 ページですが、これは平成25年度の科学技術重要施策アクションプランの検討に関する意見募集を既にここに書いてある期間で実施しました。国民に幅広く一般に意見を求めたいいわゆるパブリックコメントでございますけれども、今年度は時間もないという関係もありまして、平成24年度のアクションプランを提示しながら、戦略協議会などの議論で勘案するという観点で意見募集を行いました。その結果の概要です。各戦略協議会に関するものは各戦略協議会でパブリックコメントを踏まえて検討していただきますし、より広い意見でこの専門調査会で

ご勘案いただくのが適当なものは四角の真ん中辺に書いてあるものでございます。これもご勘案いただき、7月19日にはアクションプランをご検討いただくものと考えてございます。

○相澤会長 これまでにも予算の重点化について、進め方についてご披露し、ご意見を伺ってきております。それを全体としてまとめて今ご説明したところであります。これらについてご質問、ご意見はございますか。

○久間委員 6ページの平成25年度予算編成プロセスの表ですけれども、アクションプランの策定、重点化課題・取組のとりまとめ、これは今やっています、よく理解できるのですけれども、9月から10月にかけて概算要求内容の精査、府省間連携の検証・促進、それからパッケージヒアリングとあります。ここも非常に重要なポイントだと思いますが、昨年度はここを誰がどういう形で決めたのかということと、今年はどうするか教えていただけますか。

○相澤会長 これについては、私が答えてもよろしいのですが、事務局でまず答えていただきたいと思えます。

○事務局（鈴木参事官） 9月以降の概算要求以降の作業のやり方ですけれども、アクションプランにつきましては、概算要求後にアクションプラン、施策レベルの特定を行います。9月の頭のところに書いてありますけれども、これは大臣・有識者会合のところでどういう施策がアクションプラン対象施策かと特定します。その後、概算要求の各省の内容を細かく聞きまして、その内容を確認するというのが点線で囲ってある次の囲みの作業になります。そういった精査の結果、最終的に確認したものを10月下旬にアクションプランの対象施策として最終的に精査の結果を確定し、公表するというプロジェクトになります。これをやる主体ですけれども、総合科学技術会議の昨年場合は、常勤の有識者の先生プラス提案の中身に応じて外部の有識者の先生方に参加いただいて精査をやったという形で進めてまいりました。

パッケージにつきましては、下の流れでございますけれども、これも基本的に似たような作業になりますけれども、概算要求後に各府省から重点施策パッケージの提案をいただきます。その後、パッケージのヒアリングとありますけれども、これは同じような体制で24年度につきましては有識者の常勤の先生方プラス外部の有識者の先生にご協力いただきまして、ヒアリングを実施して、10月下旬にパッケージを最終的に特定して公表するという流れでございます。

○久間委員 実際に研究開発を実施する人たちは当然責任をもってやるわけですけれども、テーマを選んで、それぞれのテーマに対してリソースをつける人、また評価する人も当然責任を持つべきだと思います。ですから、そういう人たちをある程度オープンにしたほうがいいと思います。

○相澤会長 今、ご指摘の中のどのくらいのリソースをとというのはこの施策特定の段階では対象としておりません。どの施策をこのアクションプランの重点的取組のところにふさわしいものかということで特定するというところをやっております。そのときの外部の有識者というのは、公開のフォーマットのものでありますので、公開性、しかも透明性の高いものです。

○久間委員 9月から10月のところですね。わかりました。

○相澤会長 どうぞ。

○庄田委員 2ページと3ページに重点施策パッケージがございます。2ページの最後に「各府省は重点的に取り組むべき課題の設定を独自に行う」という表現がございます。3ページのほうの重点施策パッケージの重点化のところも③として、「各府省が独自に考案」とあります。また3ページのほうでは、①戦略協議会で提示、②重点化課題検討TFで提示、とありますが、③の「各府省が独自に考案する」とは字の大きさが違うのです。この字の大きさというのは何か意味合いがあるのか。それから、もう1点は、アクションプランと重点施策で色が違うわけですが、枠の大きさが違う、この大きさの違いが予算の大きさをあらわしているのかどうか。それをちょっと事務局で教えていただけたらと思います。

○事務局（鈴木参事官） 紫の部分の重点施策パッケージの①、②、③の字の大きさですが、基本的に特に意図があってやっているというわけではございません。みんなイーブンに選定プロセスでは見ますというものです。この枠の大きさ、四角の大きさにつきましてもこれも基本的に意図しているというものではございません。

○庄田委員 イーブンということだと、紫色のところでは戦略協議会あるいは重点化課題タスクフォース等で提示されたものとは別に各府省が独自に考案するという、そういう意味でイーブンとおっしゃっているのかどうか。

○事務局（鈴木参事官） ①、②のところは総合科学技術会議、専門調査会、協戦略協戦略協議会、タスクフォースそれぞれが手がけて誘導して、後押しをするという部分で、ある意味、CSTPとして関与がある部分になろうかと思えます。③の部分についてはそれ以外の部分についても各省がそれぞれの省庁の課題なり政策なりを達成するために独自に設定するというものがそのほかにもあるでしょう。そういう中にも大事なものがあるでしょう。そういうものについても提案を許容して、重点化の対象にし得る、そういった枠組み、違いがございます。

○北城委員 8ページのところに、検討に関する意見募集の結果というのが出ていますけれども、この中でアクションプラン全般に対する主な意見で、平成24年度のアクションプランに関しての優先順位の記載がないという記述がありますけれども、これはそれぞれの委員会で優先

順位をつけるのでしようけれども、アクションプランの優先順位をただつけるだけでいいのでしょうか。例えば総額で政府として例えば2,000億を使うとすれば、このアクションプランの1、2、3、4について3割ぐらいをここで使うべきとか、ここは5%ぐらいでいいとか、そういう優先順位の大きさもありますけれども、どういうふうに資金を配分するべきかという意見が出せるのかどうかというのが1点目です。前回の話ですと、各府省がそれぞれアクションプランをつくってくるので、その優先順位づけとか金額のバランスがこれでいいのかということがそれぞれの委員会でできるのかどうかということです。もう一つは、ベンチャーキャピタル等の施策を推進すべきと書かれていますが、私もそのとおりだと思うのですが、これについて具体的にどこで検討できるのでしょうか。例えば、全体の予算のうち1割とか2割はベンチャーキャピタル等経由して必要な研究分野に投資をするということの答申ができるのかどうかとができるのかどうかという、この2つです。

○相澤会長 事務局、よろしくお願いします。

○事務局（匂坂参事官） ただいまご質問のあった点でございますけれども、予算の優先順位などについては、戦略協議会等で協議されてない段階ですので、具体的にどこまで協議できるのか、盛り込むことができるのかという、そういった点も含めて事務局内でも検討させていただきたいと思います。

○相澤会長 ただいまの点ですけれども、これはアクションプランの一つ一つの重点取組について優先順位をつけるということは全くいたしません。むしろアクションプランの対象になる政策課題とそれからそれぞれの政策課題を解決していくかというための重点的取組全体を最重点とすることがこの方式です。ですから、その中で優先順位をつけるという方式は一切とりません。

あとほかのことについてのお答えは。

北城委員のご質問の点について。

○事務局（匂坂参事官） ベンチャーのお話でございますが、これはちょっとずれるかもしれませんが、アクションプランでどういうものを盛り込むかということで、予算と結びついた事項に加え、イノベーションを実現するための仕組みとして、システム改革という形でアクションプランに位置づけるという観点から盛り込むことは可能ではないかと思っております。

○事務局（柚谷参事官） ベンチャーキャピタルという観点での取り上げというよりも、これは全ての戦略協議会とか重点課題タスクフォースでそれぞれの観点で取り上げることができる問題だと理解しています。

○相澤会長 それでは、小谷委員。

○小谷委員 今のお答えとちょっと関係しており、また来週実際に作業に参加させていただくとクリアになるのかもしれないのですが、アクションプランをつくるときに、今、課題ごとに復興・再生、グリーン、ライフという形で分けていますけれども、例えば今ご指摘があったようなベンチャー企業のこととか、いろいろなことで3つに共通のものが出てくるかと思います。それらについては例えばここで取り上げて全体を通じて、ベンチャー企業、ベンチャーキャピタルを強化する施策という形のものがつくれるのか。それとも事務局からご説明があったように、復興は復興、グリーンはグリーン、ライフはライフでそういうことを進めていくのか。その辺をお伺いしたいと思います。

○相澤会長 これは私のほうからお答えしておいたほうがよろしいかと思います。アクションプランの構成は基本的には復興、グリーン、ライフ等々でそれぞれについてどういう政策課題があり、そしてどういう重点取組を掲げるか。そこまでがアクションプランです。その中にそれぞれのところで入れ込んでいただけると、一番落ち着きやすい。

それから、もう一つは、アクションプラン、重点施策パッケージを踏まえて、本会議決定いたしますが、資源配分方針というものを設定いたします。この資源配分方針は予算編成全体についての方針ですから、そういうところに特記事項的な形で入れていくというやり方もあり得るかと思います。

○成宮委員 現在の議論というのは平成25年についての議論ですが、対象としてアクションプランと重点施策パッケージがあると理解しました。私もライフ戦略協議会に出ておりますけれども、アクションプランについて今年度は概算要求まで残された時間が短いため、アクションプランの現状ベースに修正を行うことにしているというご連絡をいただいております、これも時間的にやむを得ないことだろうと思っております。

それで8ページを見させていただいて、ここに平成26年度のアクションプランに対する方針決定等が平成25年1月から3月にかけて行われると書いてありますが、これについては今回のこのような会での議論を全て踏まえた上で、新規のアクションプランと重点施策パッケージに対する方針を出すものとふうに考えてよろしいのでしょうか。

○相澤会長 8ページですか。

○成宮委員 7ページの右のほうに、平成25年1月から3月というのがございます。

○相澤会長 これはまだ来年の。

○成宮委員 来年のことです。

○相澤会長 今、進めている予算編成プロセスの結論がついた後に、翌年度のサイクルに入る。その段階です。

○成宮委員 今回は既に走っているものについての現状の修正が主になると理解しておりますが、次回についてはより新規なものを含めて、アクションプランも作成するし、かつ重点施策パッケージについても方針を出すかと理解してよろしいでしょうか。

○相澤会長 現在進めているところも時間的には非常に制約はあるものの、基本的なところを見直しているわけでありますので、今、先生がご指摘の点は、現在の戦略協議会で行われていると理解しておりますが。

○成宮委員 わかりました。

それから、もう一つ、今日の新聞にも出ていました、補正予算が出るかもしれないという話がありますけれども、仮に補正予算が出た場合に、そこでの資源配分等はこういうものについて、議論を踏まえた上で、何か行われることになるのでしょうか。

○相澤会長 これは私が答えるより事務局のほうで、補正予算そのものについて基本的な考え方を説明していただいたほうがよろしいかと思えます。

○事務局（中野審議官） とりあえず今ご審議いただいているものは25年度当初予算についてのものご理解いただいていると思うのですが

○成宮委員 もちろん、それは理解しています。

○事務局（中野審議官） 補正予算については、現在何か予測してということではないので、何とも言えませんけれども、それがあるときに戦略協議会でご議論いただいていることが、補正予算に反映する余地があるのであれば、それに向けてまたまとめいただくということは考えられると思えます。

○成宮委員 承知しました。ありがとうございました。

○北城委員 もう1点、別な観点ですが、第4期の総合科学技術会議の提言の中に、科学技術イノベーションに関する新たなシステム構築ということが書かれていて、その中には例えば中小企業技術革新制度、スモールビジネスイノベーションリサーチ等を導入すべきであるとか、幾つか提言が出ているのですが、アクションプラン等を見ているとそれに関するものが見当たらないのですが、これは我々から各省庁にこれを実行するよという何か提言をするのか、この第4期で書かれたことをどう反映していくのかということについて何か提言できる仕組みがあるのかということをお伺いしたいのですけれども。

○相澤会長 これは本日の2番目の議題に該当する部分でございまして、前回から議論を始め

ましたが、広い意味での仕組みということでそこにかかわることを検討して行って、もし来年度概算要求にふさわしい内容であって、かつ緊急性があるようなものはそういうところに入れ込むことということもあり得ると思いますが、いずれにしても全体を議論、スタートするとお考えいただいたほうがよろしいかと思えます。

○中鉢議員 皆さんの理解のためにも確認させていただきたいのですが、3ページ、少しわかりにくいです。ここには専門調査会の役割があまり出てきていません。左側のアクションプランの政策課題と重点的取組については7月19日までに決める、これはいいですね。9月にこの一番下のアクションプランの対象施策を決める、これもいいですね。右側、どなたかご質問があった紫色のところですか。重点施策パッケージのスコープについてはさきほどお話がありました。まず、戦略協議会等で提示はいつされるのでしょうか。

○事務局（匂坂参事官） 7月19日の専調で報告があると思えます。

○中鉢議員 7月19日までにこれがここで披露されますと、こういうことですね。右側も同じですね。

○事務局（柚谷参事官） そうですね。重点化課題検討タスクフォースはその前に取りまとめますけれども、それが7月19日に専門調査会で提示されます。

○中鉢議員 そうすると例えばグリーンならグリーンの中で、これはアクションプランです、これは重点施策ですと区別して提案されるということですね。戦略協議会から、同じ日に。

○事務局（鈴木参事官） おっしゃるとおりです。

○中鉢議員 区別して提案されると。わかりました。

一方で、③、これが出てくるのは9月以降ですね。

○事務局（鈴木参事官） おっしゃるとおりで、6ページの……。

○中鉢議員 9月、概算要求後ですね。

○事務局（鈴木参事官） 後です。

○中鉢議員 ということは、概算要求前のものと後で出てきたものがあるということですね。それで専調は重点施策パッケージをつくるために何をするのでしょうか。この①、②、③をどのように捉えればいいのでしょうか。ここをはっきり皆さんにお話ししておかないと。この図がわかりにくいので。

○事務局（柚谷参事官） 専調は、まず①と②に直接関係するということでありまして、①において戦略協議会等で提示された重点施策パッケージの重点化課題取組と、②の重点化課題検討タスクフォースで提示された重点化課題・取組を合わせたものを重点化課題取組として取り

まとめるということでありまして、これをまとめて資料では1ページの2つ目の丸の役割になります。

○中鉢議員 そうすると、7月19日で専調が決めた後、③が来るまでずっと待っているのですか。重点施策を決めるために。そういうことね。

○事務局（鈴木参事官） 7月19日に①、②を専調で2つ分けてお決めいただきます。

○中鉢議員 ここで決めるということですね。①、②は専調で決めるということでしょうか。

○事務局（鈴木参事官） はい。重点課題取組を専調で決めていただきます。7月19日です。

○中鉢議員 しかし、予算の重点化なのに、片方だけ決めていていいのでしょうか。

○事務局（鈴木参事官） 重点課題取組のレベルについて、7月19日に決めていただきます。それに基づいて、各府省が概算要求の作業に入ります。

○中鉢議員 いやいや、違いますよね。5ページで言っているように、各府省が概算要求前に独自に行っています。どこにも尊重しろと書いてないです。勝手にやっている状況です。勝手と言うのはちょっと語弊がありますが、この絵については毎回、同じことを質問させていただいているのですが、いつも混乱してしまいますので、今日、はっきりと理解させて頂きたいと思っています。独自に行うとなると、コミュニケーションがないことになります。コミュニケーションがあるのは①と②。③は独自にやったものが出てきますと。そうすると専調としてやるべきことは何なのかと。

○相澤会長 専調がということよりも重点施策パッケージは本来、各府省が独自に施策をどういうふうに展開するかということをご提案してくるものなのです。

○中鉢議員 それでは、①、②はどうなるのでしょうか。

○相澤会長 ただし、そうは言っても、重点施策パッケージの中にこういうような重点課題も十分に考慮しておいてほしいというのか、そういうことで少し誘導をかけるのがこれまでと変わったところでありまして、今年の総合科学技術会議がここにも少し強めの政策誘導を図るという方針です。ですから、①と②が提示される、これも十分に視野に入れて、各府省は独自に施策展開を考えるということでもあります。

○中鉢議員 わかりにくいので、今の先生のお話に加えて補足を十分にしておいて、次の作業に入ったほうが良いと思います。

○春日委員 実は、同じところを疑問に思っていたのですけれども、理解が不十分なのかと思ってちょっとためらっていたところ、中鉢議員ありがとうございました。重点施策パッケージの1、2番と3番との違いは何となく今のご説明で理解ができたのですけれども、7月19日の

時点で、アクションプランが各戦略協議会から出てきたところで、初めて提示されるということになりますと、この専門調査会としては、その時点ではあまり大きな変更の意見を出せないのではないかと思います。ですので、この専門調査会としての役割を考えると、できればその前に原案のご提示とそれに対する意見の具申ができるような、そういう手順を考えていただくとありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○相澤会長 この図の書き方がその辺でご理解がしにくいかもしれませんが、専門調査会は何をすところかと申しますと、アクションプランで申しますと政策課題と重点的取組を決めていただくということです。これは個別施策ではないわけです。重点的取組とっているのは、個別施策が入っておりません。この政策課題と重点的取組は今戦略協議会でそれぞれ検討していただいているわけです。そして、その結論が出るのが7月19日のこの専調の会議にいきなり出てくるわけです。ですから、この専調はそれぞれの戦略協議会で検討していただいている細かい内容について、意見を言う立場というよりは戦略協議会にお任せしているわけですから、そのトータルの結論をここで全体を並べてみて、これで適切かという意味での判断だけをしていただくということです。ですから、まずアクションプランについての専門調査会の位置づけもそういうふうにご理解いただければと思います。

それから、重点施策パッケージというのは、昨年までは何ら制約も、こちらが重要だというそういうものもなく、ただ各府省が独自に重要な取組だというふう考えるものをベースにして、もういきなり概算要求にぶっつけ本番でというぐらに出していただくという方式でした。しかし、これでは総合科学技術会議がもっと重要だと考えるものもこれだけあるのだから、それだけはまずきちんと提示した上で、そこに加えて、各府省が独自に考えられることもあるだろうから、そういうことをトータルとして提案していただくという方式に切り替えたわけです。そのために今回は7月19日の専門調査会で①と②というこの2つのチャンネルで総合科学技術会議側から重点的課題、取組はこうだというものを今検討していただいているわけです。その検討していただいている母体は部会であったり、あるいはタスクフォースであったり、ワーキンググループ、この3つもやはり専調のもとでそういうことを検討してくださいと。この専調の名において依頼しているわけです。

ですから、そこから上がってきたことについては、原則、その案をここでアクションプランと同じように並べていただいて、そして全体感を持って適切かどうかということだけを認定していただくということで、そういうふうに進めますよということであらかじめご了解を得るところであります。

○春日委員 その流れや専調の意義はわかるのですけれども、そうであってもやはり各戦略協議会や部会は復興・再生とかグリーン、ライフの柱ごとに詳しくご議論いただいているわけで、もしかすると、施策課題や重点的な取組についてもアンバランスがあったり、重複があったりということは避けなければいけなくて、それを全体的に見通すのがこの専門調査会の役割ですよ。もちろん事務局も事前に見ていらっしゃるでしょうし、議員の先生方はそれぞれに重複して所属されているので、複数の目が事前に届いているというのはわかりますけれども、やはりこの専門調査会の意義づけとして、最終的に出てきたものを承認するというだけでなく、ちゃんと評価ができるような時間的な、あるいは手続的な余裕があったほうが本来の姿ではないかと思ったわけです。

○相澤会長 それを7月19日にしていただきたいわけです。

これは時間的にも大変緊急性のあるもので、当初から非常に難しいことはわかっているわけですが、予算のこういうプロセスで、今回は戦略協議会を立ち上げ、そしていきなりこういう形でのアクションプラン、重点施策パッケージの課題、そういうものを設定しなければいけません。戦略協議会その後もみんなオープンでやっておりますので、ぜひ専調から少なくとも2名の委員は戦略協議会にも部会にも、その他に皆さん参加されているので、そこを最大限に活用していただくこと。それから、チャンスは19日ということがちゃんとあるので、そこで見ていただければと思います。

○大西議員 私もこのプロセスは初めて担当しているのですけれども、去年の皆さんの分厚い資料の中に、去年のアクションプランの7月21日付けの取りまとめというのが入っていますけれども、アクションプランについてはあまり変えてないということですから、例えばここでライフについては、17ページから記述が数ページにわたってありますけれども、特に18ページのところにアクションプラン、ライフイノベーションの表があって、将来のための社会像、政策課題、重点的取組ということで7つほどありますけれども、要するにこういうものが協議会から上がってきて、最終的にそれをある程度精査して、こういうものをまとめようとしているということでよろしいですよ。

○相澤会長 そのときに基本的には踏襲ということですが、基本的に見直すということが前提になっているわけでありまして、今、戦略協議会で見直しているわけです。

○大西議員 形としてはこういうもの、形式的にはですね。

○相澤会長 形式的にはそういうことです。

ですから、春日委員が心配されているのはどういうレベルでしょうか。その枠組み自体を

全部覆すというところまでがあり得るということなのでしょうか。

○春日委員 そんなことはあり得ないですけども、7月19日に出てきたときに、何か疑問を持ったとしても、そのときに発言してもほぼ間に合わないのかなと思ひまして、自分自身が十分貢献できないのではないかと心苦しさをもちて発言しただけです。

○中鉢議員 このことにあまり時間をかけてはいけないと思いますが、この1ページから7ページまで、ホチキスで留めるだけの様な進め方ではなくて、やはりきちんと誰が何をすることかわからないと。そこをきちんとわかりやすく説明していただくといいと思います。3ページにもう一回戻って、私なりに考えると、①と②が提示されて、③はそれが反映されたものになると。一方で施策パッケージ提案時というのは、9月です。「各府省が独自に考案」という表現ですから、全くかかわりが無いように見えます。独自のものが9月に提出されると書いてあります。そうすると、①、②は何なのかと。予算措置をするのは各府省ですから、関与できないということです。おそらくそんなことはないと思います。今でも各府省とはコンタクトがありますので。なぜあえて各府省が独自にやっていると書くのかなと。我々が示した方向がきちんと反映されますというプロセスがないと安心できないと思います。担保がないわけです。

専調がどれだけ貢献できるのか、意思決定、重点化に対してというところが見えないです。だから、①、②、③の書き方は正確に記述されていないと私は思っていますが、それでいいでしょうか。

○事務局（鈴木参事官） 施策パッケージについては、基本的に各府省が概算要求後に提案していただく、どのカテゴリーも各府省が概算要求後に提案していただく。その中で、総合科学技術会議として概算要求前に、これが我々として総合科学技術会議として重点と考えるものですよというのを示すのが①と②です。

○中鉢議員 今の趣旨をきちんと言わないと、①と②は7月19日をもって反故にされかねません。各府省はこもって独自にやって、ドンと9月にパッケージが出てくる。これだと何かさみしくありませんか、という考えを申し上げただけです。

○相澤会長 先ほど来この議論で、本来の趣旨のところを十分にご理解いただくようにして、もし誤解が生じるようなところについては、事務局、鋭意修正をしていただくということで、この議論を収束させたいと思います。

それでは、以上のようなことで、先ほど春日委員がご指摘のご懸念の点については、これは十分配慮させていただいて進めていただきます。ぜひ現在進んでいる戦略協議会、部会等での

進捗状況にご関心をもっていただき、そして見ていただきたいと思います。その間の必要な情報は事務局が適切に流すようにしていただくようにしたほうがよろしいかと思うので、その間の情報は一切非公開に扱っておりませんので、公開の情報ですから、ぜひ委員会の委員はもっとアクセスできるはずですのでよろしく願いいたします。

それでは、予算関係以上とさせていただきます。第2の議題に移ります。科学技術イノベーションを促進する仕組みについて、であります。前回、仕組みについてということで、いろいろ議論をしていただきました。いろいろな議論の進め方の中に、十分にご議論いただかなければならない点というよりは、そこに絡んで用意した資料等の整備等もありまして、いろいろとご懸念をいただいたところがあります。本日は、改めて前回の資料等も整理しなおして、そして本日の議論に臨むというような状況になったところでございます。そこで事務局から、本日の資料に基づいてまず説明をお願いいたします。

○事務局(杉谷参事官) 資料3をご覧ください。1ページから4ページまでは、前回からこの仕組みの議論を開始していただいてところがございますけれども、なぜこの問題をご審議していただく必要があるのかということにつきまして、その背景を確認的にもう一度お伝えした方がいいのではないかとということで記載した上で、今回何をご審議いただきたいか記載しております。

第4期科学技術基本計画は第3期の計画との間に基本的考え方の変化といいますか、抜本的でかつ構造的な変化があったという前提、もしくは変化させるという認識で書かれてございます。

1ページの黒い字で書いてあります部分というのは、第4期の基本計画からの抜粋でございますけれども、ここにその認識が表れているところがございます。キーワードでは「課題解決」、「グローバル化」、「オープン化」ということございまして、このようなパラダイムシフトとも言える状況の中でイノベーションのために重要な大学などの研究成果、知をイノベーションにつなげていくことは、これまでもそのための取組がされてきておりますけれども、その取組をいわば革命的に迅速かつ効果的なものとするのが求められているというふうに考えられます。

変化の実例としまして1ページ目の日本企業のグローバルかつオープンイノベーションの例を2012年版のものづくり白書から抜き出しておりますけれども、東レの各地域の得意な事業分野に応じたグローバルな研究開発とか、韓国の大学との連携の例、またはロームのオープンイノベーションや中国の大学との連携の例を記載してございます。

2 ページ目でございますけれども、これは数字のもとには2007年のデータで少し古いのですが、多国籍企業のR&Dの国際化の事業を図で表してあって、イメージがわかりやすいと思われましたので付けております。

茶色で下の方にこの絵が何を意味するか書いてあります。原典の雑誌をあたりますと世界の1,000のイノベーション企業はこの2007年の時点で本社がある国以外で5割を超えるR&D費を支出しているという記述もあります。ちなみにこの中には多分サービス業も若干含まれていますが、額でいって3%程度以下でございますので、ほとんどは我々が特に対象にしています研究開発だと思えます。

ということで2007年の時点でもボーダレスのR&Dが相当進んでおり、これは多分更に加速化しているかと思われましてというのが2ページで言いたかったことでございます。

3 ページでございますけれども、この専門調査会では前回からイノベーションを促進する仕組みについてご審議を開始いただいたということでありましてけれども、その目的はこうしたオープン、グローバルでかつプラットフォームなイノベーションを取り巻く状況の中で仕組みの改革によりまして社会課題を解決することが我が国の死活問題である、重点的かつ優先的に取り組むべき改革案を本専門調査会で策定していただきたい、その中で今回は前回のご議論で提案などしていただいた中から導かれる論点についてご審議いただきたいと考えております。

なお、グリーン、ライフ、復興・再生とか、それぞれ戦略協議会等でもそれぞれの観点から仕組みについて議論中でございますので、予算要求の後の年の後半に専門調査会に論点が出てくるということになっております。

4 ページが前回委員の皆様方から指摘いただいた事項、ご意見の中から、多くは産学連携に関わるものだったと理解しておりまして、これを中心にご意見等を5つ列記しております。

以下個別の論点につきましての話に移りたいと思えます。5 ページでございます。大学、この場合は日本の大学ですけれども、その研究成果のシーズと産業界のニーズにずれがあるという問題について記載してございます。この右側にあるグラフは若干見にくいですが、文科省の報告書にある調査結果であります。これは産業界に聞いた産学連携を実施していない理由についてのアンケート結果でありまして、これを見ましても上から3番目の左側にまとめてあるところでニーズとシーズのミスマッチに関する問題がありまして、かなり多く出ていると思えます。

また、産業界側の問題としまして、この表では社内の問題が下から4つ目のところにあり、が、社内の研究開発人材が不足と書いてありますが、多分自社開発に多忙で産学の連携に携わ

る人材が不足していることではないかと推測しますけれども、よく言われるのは我が国産業界は自社開発でのこだわりなどがあるということかと思えます。

別のページになりますが、11ページに大学の研究者が産学連携活動で問題と考えている事項のアンケート結果を、これまた文科省の調べですけれどもグラフにしたものがございまして、ここでダントツに多いのは自分のアカデミックな研究と産学連携活動のバランスということで、真ん中辺に突出しております。これは言い方を変えれば産学連携活動はアカデミックな研究の障害になると多くの研究者は考えているということかと思えます。

これは少し古いデータですが、熱心な産学連携の動きが大学に出ている一方で、総じて言いますと大学の産学連携への取組の余地というのはまだまだあるという声に対応しているのではないかと思います。

戻っていただきまして6ページから8ページです。6ページから8ページは産学連携において比較的いい例ではないかと言われている先端融合イノベーション創出拠点が6ページです。前回話題に出ましたEUのInnovative Medicines Initiativeの例が7ページでございまして、8ページが産学連携の拠点としてうまくいっている例と言われておりますベルギーのIMECの例でありました、どういうものかというものをそれぞれ参考として入れてございます。

9ページでは、これらを踏まえ論点(1)としまして、課題解決のイノベーションが今まで以上に我が国に求められているということから、前から言われてはいるのですが、今こそ産学の両者が意識とか姿勢を変えて、産学連携を飛躍的に進める必要があるのではないかと、産学連携自体が目的ではないですけれども、産学連携によって課題解決のイノベーションを作っていくことを進めていくべきではないかということ、政府としましては資源配分によりますインセンティブまたは梃子を強化しまして、また「場」の構築によりまして環境を醸成するというところで仕組みの改革を図っていくべきではないかとしています。

更に「場」としましては、今年度から設置した戦略協議会、総合科学技術会議の戦略協議会というものもその場の1つだと思いますが、それに加えて先ほどの先端融合とかIMECの例を参考とした仕組みを創出すべきではないかと書いてございます。

続きまして10ページです。2番目の事項としまして、産学のニーズとシーズの意思疎通が困難なのは企業と大学間の人材流動性が低いからであるというご意見を前回いただいておりまして、それを取り上げております。この真ん中にあります図が研究者の人材の流動性に関する図でありまして、多いか少ないかというのはあるかもしれませんが、多分少ないという理解でございまして、特に大学から企業とか公的機関への出向とか移転は少ないと思われま

性を高めるには論点(2)に書きましたけれども、いろいろな流動の障害があると言われておりますので、そういう障害を除去することが重要だ、それ以外もあるかもしれませんが、まずそれが重要であるということで、例えば、出向などで退職金、年金面で不利益を受けるといった状況を解消するということが必要と考えられますし、また解消のために特区制度を利用することも考えられるということを書いております。

また、インターンシップを拡充することで流動につながるということで、インターンシップの拡充等に取り組んでいくべきではないかということを書いております。

次に11ページでございます。大学と企業間のミスマッチが完全に一致するようになることはないので、やはり繋ぎの人材が必要だということについて取り上げてあります。前回の会議で法的知識と科学・技術の知識について高い見識と能力を有する人材が不足しているというご意見もございまして、この図表は先ほども見ていただいた図ですけれども、これを見ますと研究者が認識している問題としまして、先ほどのアカデミックな研究とのバランス以外に1から4の項目とか、10番の項目とか、産と学をつなぐ人材や組織についての問題がかなり多いと思われまます。

次に12ページです。12ページでは大学の知的財産本部、知財本部や大学の研究成果を企業につなぐ技術移転機関、TLOの全国配置を図にしたものでございます。全国に数多く存在して、同じ地域に固まっているものが多いということがわかるかと思われまます。

13ページに、11ページ及び12ページから出てきます論点を(3)として記載してあります。大学で研究の知識を持ちながら社会的課題の解決に対応できるような人材の教育コースの強化が必要ではないか、省庁レベルの取組が不足しているのではないかと記載してございます。

更に、大学の知財本部やTLOについては、先ほどもありましたが、承認のTLOの政府支援は期限があつて、期限も切れるという中で経営困難なTLOもあるということから、知財本部、TLOの再編をすることによって機能強化を図っていくことが必要ではないかということを書いております。

14ページです。ここは各府省の施策がバラバラという話。産学連携と若干離れますが、各府省の施策がバラバラである。また、政府支援のプロジェクトで専任のプロジェクトリーダーが少ないという問題提起を受けまして、図の左上が日本ではアメリカに比べまして基礎的な研究開発部分を担う文科省の予算が多いということを踏まえ、文科省と事業を所管する官庁との連携の一層の強化が必要ではないかと書いてございます。それからプロジェクトリーダーにつきましましては、表になっています部分で専任のプロジェクトリーダーとか、プロジェクトディレク

ターがごく少ないということでありまして、専任のプロジェクトリーダーなどを増やすべきではないかということを書いてございます。また、それによって実質的に府省連携の効果も出るのではないかと書いてございます。

15ページですけれども、ここで5つ目の事項について書いてございます。日本の大学、公的機関ということですが、多くの特許を所得しているけれども、Big Hitが少ないのではないかとこの指摘を前回いただいておりまして、左上の図で米国の大学に比べて日本の大学のライセンス収入は相当低いという図を入れたのと、事例としまして日本の大学発の基本特許としまして青色発光ダイオードとiPS細胞の例を入れてございますけれども、外国の例としましてアメリカのコーエン・ボイヤー特許で2億ドル超のライセンス収入を獲得しているような相当大きなものが外国で出ているということを書いてございます。

ということですが、Big Hitを生んでいくのにどうしたらいいか、なかなか難しいと思うのですが、論点(5)としまして例えば難しいことにチャレンジする人材を養成すべきではないかということに記載してございます。

説明は以上でございます。以上、ご意見を賜りたいと存じます。

○相澤会長 前回いただきました意見の整理と、それから今後どういう仕組みを作っていかなければいけないかということで議論を進めていただければと思います。ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

○上山委員 この問題は私自身の関心でもありましたから、これまでずっと外国と日本のことについて考えてきましたけれども、まず決定的に異なっているのは産学連携あるいは大学と産業界との関わりの在り方が、アメリカの場合は大学中心であったということだと思われま。例えば1980年の有名なバイドール法ですが、これをきっかけにしてアメリカの中の産学連携が進んだと言われているこの法律は、アメリカのエリート大学が中心になってロビー活動をやって作り上げていった法律であった。もちろん、その10年ぐらい前からアメリカの大学の初の特許がいかに大きな収入を得るかということがだんだん明らかになってきておりました。それでも大学の中には伝統的なアカデミアを守りたいという気持ちが強くて、なかなか入ることができなかった。大学からこれをやるのが伝統的なアカデミアに重要だと思って、非常に大きなロビー活動をやって作り上げてきた政策であったということだと思えます。

一方、日本の場合にはその政策をそのまま取り入れようとしたということがあって、大学の側にこのような施策に関するきちんとした理解が生まれなかったということがこの10年間ぐらいの経験だったろうと思えます。つまり大学人の中には伝統的なアカデミアの姿をきっちり持

っていて、やはり知識の拡充や、人類普遍のための知識の構築であることがアカデミアの使命だと思っていた。今でもそう考えておられると思いますし、それはとても重要な役割だと思うのですが、産学連携を進めることによって、それがなし崩し的になってしまうという怖れの方が未だに大学人の中には強い。

なぜこのようなことがアメリカで行われていたかということはずっと考えてきたのですが、例えばバイドール法に関わったハーバードの学長であったデレック・ポックという人は伝統的なアカデミアで、アカデミアを守りたいという気持ちの強い人だったのです。しかしその彼が産業界との連携を推し進めていった。彼とか他の人がそうですが、なぜそのようなことが起こったのかと考えると、80年代にアメリカの大学は国内の中の激しい研究大学の競争にさらされていたということ。したがって、ハーバードといえども2位、3位の大学に転落してしまうかもしれないということが見えていたということ。それからグローバルの研究大学の競争が明らかに始まっているという意識があったということ。したがって何らかの大学改革をやって、大学の中に大きな資金を呼び込まなければいけないと考えていたということだと思いますし、更に産業界との連携により舵を切り、大学の中の一部がそういう形で変わることが、実は伝統的なアカデミアの姿を守ることになるのだという、そのコンセンサスが大学人の中ではっきり形成されていたということだと思います。したがって、この問題に大学の側の取組は非常に積極的であった。翻って日本の場合はそのようなことがなかなか大学に起こらない。だから、まずやらなければいけないのは大学人の中にそのようなコンセンサスをいかに作り上げていくのか。伝統的なアカデミアと、このような政策との間のバランスがうまくいく、むしろこれによって初めて本来の大学というのが確立されるのだ、アカデミアの本来の役割が維持できるのだということを、そういう意識を大学の中に作っていかなければいけない。そのための政策を国としても推し進めていただきたいと思います。それがなければTLOをやっても、あるいは特許政策をやっても、あるいはBig Hitをどうやって作り出すのかについてもなかなかうまくいかないだろうと思います。こういったことが起こるのは生命科学の分野ですが、2,000人ぐらいの研究者にアンケートをとったことがあります。まず出てくるのは、これを進めていくととても怖いことが起こるといふ怖れと、一方で産学連携を進めてほしいという声があるということです。だから本当にアンビバレントな感情をこれに対して持っているということだと思います。その意味で、政策としてもっと臨場感のある政策をやってほしい。大学というものの中で起こっていることがどういう状況であり、それが個々の大学人にどのようなインパクトがあるのかをキチン意識した臨場感のある政策ということを考えていただきたいと思います。

す。

○相澤会長 どうぞ。

○成宮委員 この問題については前回の方で私も問題提起しましたので、少し説明したいと思います。5ページ目をご覧ください。5ページ目、これは私が申し上げたことですが、大学において「知」は生産されているけれどもアウトプットは出ない。例で申し上げますと、ゲノムについて非常に多くの投資がされています。ではゲノムに投資したもののアウトプットが出ていないかといったらアウトプットは出ております。しかし、当初思われたようにゲノムからステートフォワードに例えば薬に対する標的が出るかという、そんなことは癌の分野等を除いてありません。すなわちゲノム情報を会社が薬を作りたいと思うような情報にどう持っていくか。このような活路が非常に大事なのです。これまでの医学領域では、「橋渡し」というのはできたものを臨床に持っていく治験のことばかり言われておりましたが、基礎的知見を実際のシーズに持っていくような橋渡し研究がものすごく大事です。それがないと、例えば5ページの左下に書いてありますが、企業的意思決定はできないということになります。薬に関しましては、例えばいったん意思決定をしますと、数百億円という投資をしなくてはならないものですので、会社はアイデアの段階で数百億円の投資をするということは決定できないのです。そうするとそれが数百億円の投資をするに値するものだという証明が要るわけで、この証明が要るところまで持っていけないと実際のシーズということにはならないのです。だから、基礎研究と薬物開発の間を繋ぐ活動は非常に大事だと思います。

また、例えば11ページにあります3の(7)ですが、研究者のアンケートで、自身のアカデミックな研究と産学連携活動のバランスというのが一番の懸念材料だとあります。では、それがサイエンスを阻害するものであるかどうかということですが、本来それぞれがやっている基礎的研究だけがサイエンスと考えればサイエンスを阻害することにもなり得るのですが、先ほど申しましたような基礎研究を実際の病気までつなぐ研究をやるということは新しいサイエンスを創造することです。それは医学では一番大事なことになってきていると思います。

アメリカではNIHがこの線に沿ってずっと音頭をとってござりまして、NIHの代々の所長、ザホーニとかフランシス・コリンズがロードマップというものを出しています。これからのサイエンスはこうあるべきである。それをメディシンまで持っていくにはどのようなサイエンスを展開すべきかを示します。それによって研究費の配分が行われています。そういうことが非常に大事です。新しいサイエンスを生み出す。生み出した新しいサイエンスがちゃんとイノベーションまでつながる、このような仕組みを作るのは非常に大事だと考えています。

6 ページにあります先端融合領域イノベーションの創出拠点の形成は、私が一つの拠点をやらせていただいているものですが、このプログラムでは幾つかの試行が行われていると思います。これらから出てきたやり方をいかに抽出して生かしていくのか。うまくいったものについては日本全体のものにするということが非常に大事であろうと考えています。

10ページにあります企業側のニーズと大学側の研究成果の意思疎通が困難な状況にあるのは、人材の流動性が低いからであると書いてありますが、確かに人材の流動性は欧米と比べて日本は低いですが、これだけでなく、そもそも本音の対話が成立していないということがポイントだと思います。本当に何が必要かを企業の方は大学に言わず、ある程度遠慮されているようなところがあります。企業が何を要求しているのかと、フランクなディスカッションをすることが一番大事ではないかと思っています。以上です。

○北城委員 今お話に出たこととも関係するのですが、まず4ページのところにイノベーションの創出にむけて今こそ産学ともに意識、姿勢を変えるべき、というべき論が書かれていますが、こうしたべき論を書いても変わらないと思うのです。大学でシーズを作っている、それをニーズに転換することに挑戦する、いわゆる事業を起こす人が必要です。こうした起業家、あるいはベンチャー経営者というのでしょうか、そういう必死にシーズを探しながらニーズに結びつける、展開の役割をする人が必要です。なかなか日本ではそういうことに挑戦する事業家が少ないので、逆にそういう事業に挑戦する人を支援するような資金配分の仕組みを考えるべきではないかと思っています。

それから、先ほどちょっとお話した総合科学技術会議の第4期のときに科学・技術イノベーションに関する新たなシステムの構築という中の中小企業技術革新制度についてです。これは「中小企業」と書くのがいいのかどうか別ですが、スモールビジネス・イノベーション・リサーチで多段階にどれが事業に結びつくかということを考えながらベンチャー企業の活性化に努めるべきという提言は出されているのですが、この提言をどこの省庁が受けて実行しているのかということです。多分経済産業省さんは実行されているのではないと思います。各省庁がこの制度を実行すべきだと思います。

それから、人材の流動性が低いから企業と大学の連携が進まないと書かれています。確かに流動性が低いということがありますが、それ以上に企業と大学の間を結びつけるための人材が必要です。それはさきほど言ったような事業に挑戦する人ではないかと思っています。育てると言っても簡単には育たないので、実際に事業をやりながら人材を育てていくということになると思います。

それから、9ページ目に例えば法的な知識や科学・技術に関する高い見識と能力を有する人材が不足していると書いてありますが、一番不足しているのはこういうものを使って事業を起こす人です。法律や科学・技術に関する知識があればできるのかということ、そんなことではなくて、どうやって事業化するかということの取組をする人が少ない。それを支援するような制度を作っていかなければならない。それについても第4期の提言の中にエンジェル税制を含めてこういう人を支援すべきだという文言は入っていますが、それではエンジェル税制の拡充が現在行われているかということ、第3期以降拡充されていません。第4期でこういうことをやるべきだと書いたものの中から必要なものを政策として実行していくことが必要ではないかと思えます。

○久間委員 欧米の産学連携の方式を参考にするとか、サイエンスの定義の範囲をもう少し広げるとか、これも非常に重要だと思えますが、独法化されてから産学連携、知財本部、TLOは、昔に比べると、全てが駄目ではなくて、我々産業界から見て本当にいい先生がたくさん出てきています。うまくいっている大学、うまくいっていない大学があります。ですから、なぜうまくいっているか、なぜうまくいっていないかを分析すべきです。テーマがミスマッチであるのか、あるいは大学側の研究レベルに産業界側が満足していないとか、産学をつなぐコーディネーターの能力や努力が不足しているとか、産業界か大学どちらかが本気でなかったとか、そういう分析をまずやる必要があると思えます。

我々の経験からしまして、幾つかの大学とイノベーションを起こすようなテーマを1対1で連携し、それを国家プロジェクトに申請する。そうすると、これは経産省さんですが、理解いただいてかなりの額のリソースを出してもらえます。こういうインセンティブを与えるのも1つの手だと思えます。

ということで、産学連携は全く駄目ではなくて、うまくいっている例もたくさんあります。産業界は、今は、すべての研究開発を自前主義でできる時代ではなくなったと思えますので、産学連携の活用をもっと本気になって考え、いろいろな成功例を探して仕組みを考えてみればいいと思えます。

○奥村議員 ただいまの先生方のご意見を拝聴しておりまして3期計画の5年間を担当した一人として一言申し上げたいと思っています。ご指摘のように日本の科学・技術政策の具体的な施策はアメリカから取り入れたものが多いのですが、先ほどご指摘があったように例えば産学連携でも、これはアメリカではそもそも大学発の発想です。日本はご承知のようにどちらかというと国策でやっている。つまり当時のアメリカの大学には生き延びるために産学連携の必然

性があったわけです。同じように実はポストク問題もそうです。これも我が国では国策としてやっていますけれども、そもそもはアメリカのブランド力のある大学が自分たちの生き残りのために取り入れた、極めてプライベートな戦略の方策であったわけで、言ってみますとこういった政策は大学にとってみな実行する必然性があったわけです。したがって産学連携があまり盛んでないといったような一般論的な議論は恐らく少ないだろうと思います。

一方、我々は振り返ってみますと3期計画までに大学に知財本部を作るとか、バイドール法の改正ですとか、いわゆる外形的な環境条件は政府の方で整えて、言ってみますと網羅的に施策展開を行って現在があるということで、産学連携でも先ほど久間委員からありましたように、あるいは成宮委員からありましたようにうまくいっている事例はあると思います。

ベンチャーも今日の参考資料の最後の方、24ページにあります、大学発ベンチャーも2,000社ぐらいできたわけですが、そのうち24社は上場までいっているわけです。ですから、この第4期計画では一般的に産学連携をどうするのだという議論よりも、あるいは大学発ベンチャーをどうするというよりも、順調に進展しているいい事例を徹底分析して、資金の流れですとか、経営者の能力ですとか、そういう主因を深掘りして、発展する方向に誘導していく、そういう時期にきているのではないかと思います。今日事務局が用意してくれたデータから更に一步踏み込んで我々の強いところ、弱いところを抽出して議論することが有効だと思います。大学にとっても産学連携をあらゆる大学がやるという必然性はないわけです。やるべしと決めた大学は徹底してやるというように、あらゆる階層、あらゆる機関がいわゆるメリハリをつけた運営を行っていく時期ではないだろうかとは私は考えております。

○相澤会長 どうぞ。

○庄田委員 今、奥村議員がおっしゃられたとおりでと思います。そこでひとつ事務局に用意していただいた事例の中の7ページに欧州の製薬団体連合会とEUが組んでいるIMIの例が示されています。これはいわゆるパブリック・プライベート・パートナーシップですが、日本と徹底的に違う点がある。それは必ずしもライフイノベーションだけではなくにグリーンイノベーションあるいはその他の分野においても参考になるのではないかと。

それは何かと申しますと、一番下に全体で20億ユーロが出資されるとありますけれども、そのうちの10億ユーロは国あるいはEUがキャッシュ、現金で出資をする。産業側はコントリビューション・イン・カインド、現物出資をする。例えばインフラですとか、人材ですとか、同額相当の現物出資をしているパートナーシップであるということが1つ。

それから、もう1つは総合科学技術会議でいうところの重点的取組、それを決めて、その施

策について公募する。しかも公募した後の採択判断はプライベートが中心で行う。国ではないのです。第4期の科学技術基本計画の中ではその成果の最終的な活用というところまで一体的に総合的に推進するというのが基本方針として示されていますが、欧州のこの取組は日本と徹底的に違う。先ほどアメリカの大学のお話がありました。欧州の製薬産業がこういうものを必要とした。恐らくそこに日本との違いがあるのだらうと思います。

○松本委員 この産学連携の話は私も研究担当理事のときからもう5年ほど取り組んでおりますけれども、今ご指摘あったとおりです。それぞれの大学、事情が違うのだらうと思っています。成宮委員が横におられて、京大の取組の一例をご紹介いただきました。TLOというものを進めていただきまして、それ自体はうまくいっているTLO、はいっていないTLOがあると思います。私どもの関西では関西TLOというのがあって、実際は京都大学と、立命館大学が共同運営になってございます。関西の他の大学が使っております。問題なのはこういった個々の努力を進めたらいいという奥村議員の話がございましたが、障壁になるようなことがたくさんあります。応援するというようにして一律に公募されますが、結局お金が小分けになってやってきて、申請したいなと思っている大学も不十分、申請をやってみようかと新しく始まった頃はわからなくて不十分ということが続いてきたと思います。

例えば私が研究担当で産学連携を担当したとき、知財は利益として年間50万円程度しかありませんでした。今2億円を超えましたが。ですから、まだまだ少ないと思っておりますが。

TLOに関して、人材を育てようと思っても、多くの制限、例えば雇用契約の問題もあり、常勤雇用することもできず、申請しても通らない。学内の教員ポストで雇用すればと言われると、旧来のアカデミアの中ではそう簡単にいかない。こういったことがありますので、一度調査をしっかりとさせていただいて、どこに問題があるか、各大学が抱えている問題があらうかと思えます。それをもう一度再整理して、例えばここから上のレベルであれば支援しましょうという基準を設けていただきたいと思います。今はほとんど個人レベルで、優秀な先生が各省庁のいろいろなプロジェクトを獲得することを大学が支援しているという形です。もう少し整理してみないともう一段の飛躍、例えば京都大学の例を言いますと2億円が20億円になる、200億円になるというのは短期では不可能だと思います。徐々には増やすことができますが。

大学では、今文科系の人たちも、大学に入る予算が縮減していると感じています。私ども本部としても感じていますが、では産学連携をどんどん進めれば穴埋めができるかということ、そうではない。だから、基本的な学問、北城委員に何回もおっしゃっていただいておりますが、基本的なアカデミアの方はそれをちゃんと保証する。それ以外のところは一生懸命伸びそうな

ところに投資するというように区分けしないと、この意識は変わらないだろうと感じております。とりとめのない意見ですが、そういった現状報告をさせていただきました。

○青木議員 私も奥村先生がおっしゃったこの段階で評価する必要があるのではないかというのに大賛成です。うまくいっている大学やうまくいったプログラム、いかなかったプログラムをはっきりさせるのと、あと評価させる人材も育成する必要があるのではないかと思います。

ラーニング・バイ・ドゥーイングでしかこういう人材というのは育たないということを北城先生、成宮先生がおっしゃったと思うのですが、1つの方法はインターンシップをもうちょっと充実させることではないかと思います。

それから、最初に上山先生がおっしゃった本当に大学にやる気がないとできないというのを伺ったときに、11ページのサーベイ¹で大学の人にどういう問題がありますかと聞いたとき、自身のアカデミックな研究とどうのこうのというのは、そもそも大学の人に聞くときにやりたくない理由を聞いているのか、やりたくて本当にできない理由を聞いているのかという違いがあると思います。アンケートするとき非常に気をつけなければいけないので、できたら、いつも言っていることですがデータを集めて定量的に分析をしていただけたらと思います。

あとS B I Rとかエンジェル税制というのはもう少し拡大する余地が、もちろんちゃんとした検証も伴って拡大するべき方策ではないかと思います。以上です。

○中鉢議員 企業側が何となく産学連携に対して躊躇しているという認識があるのかもしれませんが、企業は産学連携をどんどん進めたいと思っています。あるいは企業間の連携ですね。その背景にはもちろん今の収益の厳しさというのがあります。Big Hitが少ないというのがありました。Big Hitを増やしていくためには基礎から一貫したものが望ましいわけですが、それには時間とコストがかかります。予算が限られている中、連携というのは必要です。連携の広がり、拡大というのは決して今に始まったことではなく、産学連携で設立されたという企業もありますし、今なお進んでいます。こうした中、海外の研究所や海外の大学と連携するけれども日本の大学との連携が少ない、このことは冷静に見ておかなければいけないと思います。

先ほど資料の中にIMECの話がありました。IMECに行ってみますと日本の大学と何が違うのかというと、どれだけの先生がいて、どれだけの研究をやっているか、そのシーズをアピールするのではなくて、どれだけの企業が入ってきているか、あるいは何か国と付き合っ

¹ 本調査は、産学官連携や知財活動の活発な研究機関 60 機関のうち、それらを活発に実施している研究者（各機関 10 名程度）に対して実施している。

報告書概要 <http://www.nistep.go.jp/achiev/ftx/jpn/rep127j/pdf/rep127j03.pdf>

報告書全文 <http://www.nistep.go.jp/achiev/ftx/jpn/rep127j/pdf/NISTEPREPORTNo127.pdf>

いるか、ニーズをアピールします。この意識の違いを参考にしてもいいのではないかと思います。これはMINATECに行っても同じですし、アメリカのALBANYに行っても同じで、ヨーロッパ及びアメリカの研究機関においてももちろん先生、研究者の拡充というのは重要だと思いますが、参加者の多さを誇っているというのが現実です。シーズの可能性というのもしっかりありますが、ニーズの多さ、つまり市場性というものについても考えなければいけないのではないかと感じます。

2点目は、大学は基礎研究をするところと言われますが、今はどちらかという与应用研究の方にシフトしているのではないかという印象です。短期の評価を強いられているということもあると思いますが、企業がやっていることとあまり変わらないテーマも所々見られます。企業側でやった方が、効率がいいのではないかということも考えるわけです。

産学連携の際に企業が期待することは、企業ではやりきれない、少し時間がかかる、コストもかかる、そういうところで、より基礎に近いところをやっていただければ、企業はもっと寄ってくるのではないかと思います。先ほど上山先生からお話がありました伝統的なアカデミズムの意識、これを変えていくことにつながるのではないかと感じます。

では具体的にどう進めていくかということですが、これまでは、国の役割を明確にした方がいい、産業界のリスクテイクが不足だ、大学内の意識改革が必要だ、という課題の確認だけで終わってしまっています。そういう時期はもう過ぎています。横並びではなく、どこかの大学が民間から大量に人材を受け入れてモデルケース的に具体的なプロジェクトを進めていくといったトップランナー方式がいいと思います。

アメリカの事業所に赴任した際、アメリカからみれば弊社は外資の企業になりますが、赴任したその日に、地元の州立大学がボードのメンバーにと声をかけてくれました。こういう懐の広さといいますか、常に産業界というものを意識しているということだと思いますが、そういう認識が日本の大学にはあまりないように感じます。どこかの企業が工場を建てて、その工場長が国立大学のボードメンバーになったという話を私は聞いたことはありません。

違うことを嘆いても仕方ありませんので、トップランナー方式でどんどん進めて、その成功例に倣うところが増えてくれば、その文化が広まっていくのではないかという感じがします。単なる仕組みの問題で終わらせてはいけないのではないかという感じがします。

○松本委員 中鉢委員のおっしゃったことは半ば我々にもよく通じます。大学人にとってもそうだと思います。日本では産学連携がごく最近始まった、アメリカのバイドール法などを見て大いに進められたとよく言われますが、例えば京都の例を挙げますと、京都の優良企業は東京

に本社を移しておりません。ほとんどが本学と共同研究を始めた方々が創始者です。それは研究室に入って、先生方の基礎的な研究を見て、我々は事業をどうしようかとその当時思って、大きなものを持ち帰って始めておられる。ですからTLOとか産学連携本部も重要ですが、ここに企業の人に来てもらうより、研究の中心を担っておられる基礎研究の目のありそうな研究者のところに企業の人を入れるという仕組みを作らないといけない。今、これは全く教員の個人の努力、あるいは大学の個別の産学連携本部ですが、トランスファーできるような人たちが動き回って、やっと見つけているという事情です。

ですから、今おっしゃったようにシステムとしてどこかの大学がやるというのでもいいですし、国が進めるのもいいですし、何かイニシエーションを始めるような仕組みを作らないと、個人の能力の限界まで来ていますし、昔のような例えば京セラとかローム、ムラタとか、ありますが、こういう方々個人の努力でできた段階です。しかし、本質は研究室に入って研究者と密にできたということです。そこをよく考慮して進めるべきではないかと思います。

○大西議員 私は10年ぐらい先端研という東大の中の組織にいたことがあるのですが、先端科学技術研究センターというのはまさに東大の中で新しいことをするために生まれてきたというか、出生のいわれから、そうせざるを得なかったというところもあるのですが、この面で例えば外部資金の導入とかあるいは特許を出して、積極的に特許料を稼ごう、ベンチャー企業を育成しよう。一方で流動性を高めよう、あるいはテニユア制を導入しようとか、あらゆることをやってきたのです。

私は離れて数年になるので、今最新の成果がどうなのかはわかりませんが、先ほどから検証することが必要だというご意見がありましたけれども、まさにいろいろな動きを凝縮してやった、例えばそういう組織についてその軌跡がどういうものであって、今どういう成果が上がっているのかを検証してみるというか整理してみるということは非常に参考になるのではないかと思います。

それは少し整理しないと云えない結論ですが、今、松本先生がおっしゃったように新しくいろいろな制度ができて、その制度の下で、概念先行型でバйдール法などに倣っていろいろなことを始めた面もありますけれども、一番定着しているのは企業のニーズと大学の先生の研究のテーマがピタッと一致して、かなり深い共同研究が行われている。その一部はもちろん企業がそれなりに生かすという格好で、その間にどういうふうにお金やり取りされているかはわかりませんが、そういう幾つかの例というのが一番深くやられているのかなと。だから表面的に制度が作られて、その制度が生かされて何かが起こるということだけではわからない、

もう少しその背後にあるといいますか、裏にある少し深い関係というのが重要な感じがします。そういうところまで、例えばそういう例を通して整理できると応用が効くのかなと思います。

○北城委員 先ほど松本先生がおっしゃった研究している者を探し出して、それを事業化するのに取り組んで人たちがいるというのはそのとおりだと思いますが、既存の企業だけではなくて、そういうことを必死に探す人をもっと日本は作るべきではないか。

私が理解する限り、アメリカの薬のタネの半分はベンチャー企業がその研究の中身を見てお金を投資して、薬のタネを作るところまでは育てる。その後は企業に買収されたり治験のために提携したりということが行われているので、既存の企業と大学の研究室とを結びつけることはそれぞれやられるけれども、それに入らないものの研究成果を事業化することに挑戦する人をもっと日本は作るべきだと思うのですが、残念ながら今までのいろいろな制度、資金調達の仕組みから日本で研究した成果を事業化するためのベンチャー企業は少ない。大学発ベンチャーが24社ありますが、多分まだ上場してなくて、M&Aをされたような成功例もあると思うのですが、何と言っても数が少ないというので、そういうことを支援する仕組みをもう少し整備していく必要があるのではないかと。それによって薬のタネをベンチャーが見つめて、最終的には大きな会社に成果が還元するという仕組みが動くのではないかというふうに思うのですが。制度の充実ということは第4期の中にも文章では書かれたのですが、現実の制度の充実はされていないので、この辺も今の制度がどこまで来てきて、現実にどれだけ使われているかを調べながら拡充された方がいいのではないかと思いますけれども。

○成宮委員 今、北城委員が言われたことで、どうして実施されていないかということですが、1つは知財リテラシーを大学の教育の一環として教えるべきだと思います。知財教育を日本の大学はされていないのではないかと思います。京都大学は少しやっておられることは知っていますけれども。今の時代の一般教養として知財リテラシーを教えるということはものすごく大事なことはないかと思います。

2番目に、先ほど申しましたけれども最終的にイノベーションに結びつくようなサイエンス、その形を見せないとなかなかわからないと思います。先ほど中鉢委員が言われましたように大学というのは企業でできないことをやる。その中でコンプリメンタリティを発揮するというのが一番大事なのですが、薬とか医療機器に関しましては企業ができないことは患者さんへのアクセスです。患者さんの情報あるいはマテリアルに対するアクセスなのです。要するに人の情報が足りないのです、徹底的に。

それで今、ものすごく大事になっているのは人のバイオロジーをどうしたらできるのかとい

うことです。僕らもそうですが、今まで医学研究といってもマウスを使ったりとか、実験動物を使ったりした病気の研究です。それではいけないところに来ていて、マウスが見たことがヒトで本当にそうなのかということはどうやって検証するのかということに来ています。これはちょっと違ったサイエンスです。

片方で僕らはドイツ流の考えで大体がハイポセシスドリブンのサイエンスをやってきて、仮説検証型の研究をやってきているのですが、例えばヒトを対象としますと、ゲノムもそうですし、他のオミックスでやったものの解析もそうですが、データにドリブンされた研究です。そういう新しい研究の形が出てきているので、そういうことをきちっと日本で振興していかないといけない。そういう中で最終的にどういうふうにイノベーションにつながるかという例を示すことは大事です。そういう例が示されればかなりのものが出てきて、企業で使いきれないものはベンチャーに向かうという形になると思います。

○久間委員 大学での知財教育は非常に重要だと思います。我が国でイノベーションを起こしても振興国が真似するとあっという間に産業競争力が弱くなり、事業から撤退ということ、これまで繰り返しています。携帯電話もそうです。太陽電池も危ない。リチウムイオン電池もそうです。知財と国際標準化が事業を継続させるのに非常に重要なポイントになります。大学で、知財・国際標準化に関する教育システムをどう作っていくかということが大切だと思います。

それから、先ほどの中鉢委員のIMECの話、8ページですけれども、8ページの右側に円形の図があります。この図の意味は何百社かの参加企業でも、参加企業によって特典が違いますよということです。例えば右上のB社はB社が独占的に知財権を独占できる。真ん中がIMECとB社が共同で保有する。一番中の小さい丸が、IMECが保有して、全ての参加企業に使っていいよというメリハリがある仕組みです。これが大切だと思います。こういう仕組みがあると、企業側は賛助金といいますか、出資金もたくさん出そうと思いますし、優秀な人を派遣しますよね。ですから、みんな平等だという仕組みは、オープンイノベーションの場では何の意味もないと思います。

○中馬委員 これまでサイエンティストやエンジニアたちによる現行制度に関する色々な問題点の御指摘は、数年前の基本専調でも大勢の方々からも同じように指摘されてきました。私自身、それらの点を再度この場で繰り返したいという気持ちも結構ありますが、そういうことをさせていただきます前に、誠に申し訳ないのですが、本日の議題に関してこれまでと同じような問題点の指摘を再度することで、そもそも何をやろうとしているのかをクリアにさせていただ

ければありがたいです。

○相澤会長 いろいろと意見をいただきましたが、そのまとめになるところが中馬委員に対する答えにもなるのではないかと思います。前回同じような線引きで議論を展開していただきました。しかし、これも問題だ、あれも問題だということだけが出てきて、なかなかその先に進みませんでした。そこでもう一度そこを整理いたしまして、本日は企業側にも大学側にも、あるいは官、国側にもいろいろな問題点はあるけれども、しかし国際的な状況から考えて大きな変革期を迎えていることは確かであって、そこに対して客観的に示せるデータを一応提示し、さてその上で今後科学・技術イノベーションを推進していくときにどのような仕組みを作っていくべきなのかという議論を本日スタートしたわけです。

ですから、先ほど来いろいろと出てきておりますご意見が、やっとなんかこのところでこういうふうにと考えたかどうか、ああいうふうにと考えたかどうかというのはこれからどうするかというところに向いてきたところなので、この種の議論を始めるとどうしても原点に戻っていくところがあります。中馬委員から見ると基本計画を策定しているときとそんなに変わらないではないかということかもしれないのですが、やはりこういうプロセスは必要であろうと思います。

○中鉢議員 基本的には今相澤先生がおっしゃったとおりだと思います。私の理解を少し加えますと、基本専調は確かに何をすべきかを多様な領域の専門家の方々からお話をさせていただいて抜けがないような議論をさせていただいた、こういうことだと思います。しかし、専門調査会という同じターミノロジーですが、全く違うのは、先ほどSBIRは書いてあるだけで誰が責任を持ってやるのかというお話がありましたが、誰がどうするかということに対するPDCAサイクルをこの専調で回していくということだと思います。したがって基本専調との最も大きな違いはPDCAサイクルを回す主体であるということだと、理解しています。もし違うようでしたらご指摘をお願いいたします。

○相澤会長 そこで、確かに今中鉢議員がご指摘になったところは1つの大きなポイントであります。それから基本計画策定時から状況が進んでおります。もう4期の2年目に入ってきている。4期の基本計画に掲げた具体的な取組、これを実行すべきものは実行すべき。そして時期尚早であれば実行しない。その優先づけをする段階であります。極めて急いでおります。そういうことから考えて議論は多少反復気味であるかもしれないけれども、責任ある時限のところでの検討ということになると思いますので、ぜひそこはもう一歩積極的に考えていただいて進めていただければと思います。

○中鉢議員 発言が長くなって申し訳ありません。あえてもう一言申し上げますと、第4期を

どう実践していくかということについては事務局の方でも一生懸命考えておられます。つまり第2章についてはアクションプランとして政策を誘導していきますと。具体的には震災復興とグリーンとライフイノベーションが対象です。

それから3章については安全保障の問題、暮らしの問題というのが入っています。

第4章については基礎研究、人材育成。これもアクションプランを利用して重点的に取り組んでいきます。

ということで、第4期に書かれたことを実行するためにこの専調が舵取りをしていくと。しかし細かな、例えばS B I Rをどうするのですかということについては戦略協議会、あるいはタスクフォース、そういったところでもう一度専門的な立場からアイデアを出してもらってこの専門調査会でプライオリティを決めて、総合科学技術会議の本会議で決定、実行していくと。

○中馬委員 おっしゃっていることは十分に理解できるのですが、もしそうだとしましたら、この場に提示される案自体は、もう少し特定の現状認識に基づいてシステム化されたものである必要があると思います。ところが、本日の議論は、（未だ）そのような現状認識の出し合いという風に思えてなりません。先ほどの御指摘のように、第4期は既に2年を迎えているわけですから、このような段階の原案としましては、特定の現状認識に基づいてさらに計画を進めていくための提案であってほしいです。今からそれらを作り始めるのでは、あまりに遅すぎるのではという印象です。

○相澤会長 それはご指摘のとおりです。それを事務局も焦っているわけです。ただ、それを出そうとした段階が前回でありまして、それではまだバラバラ過ぎるのではないかというご批判があったので今回はもう少しそこを構えたわけです。ですから、ここのところは大変難しく、4期の基本計画は全体感を持ってこの仕組みを議論していたわけではありませんので。今、中馬委員がおっしゃっているようなところがまとめられていれば、ここの専調ではもっと議論が楽なことは確かです。しかし、そこは十分になされていないので、そこから踏まざるを得ない。ですから、どんどん積極的にそここのところを出していただきたいと思います。

それで、本日私は皆様の意見でここを少し強くまとめていかれないものかと思いましたが、庄田委員、中鉢議員もおっしゃいましたがいわゆる国だけではなく、産業界がこの仕組みづくりのところに相当な積極性を持って、積極的な一翼を担うという、この仕組みがヨーロッパにもあるよとおっしゃった。中鉢議員も幾つかの例を出された。これが実は4期の基本計画の検討の中でなかなか出しにくいところであったと思います。日本の今までの産学連携のところでもそのところが、国は何をするべきだという話はいつも出てきますが、そのところの

一步突っ込んだところがなかなか出にくい。ぜひそういうところを機軸に共同の場というところをデザインしていただくと、これは今回基本計画の中にはうっすらとは書かれているけれども、そこを実態化していくところに重要なことになるのではないかと期待していますので、次のときにはそういうことが議論できるようにしていただければと思います。

今のご質問に対するお答えをしながら本日の議論を大体サーベイいたしましたので、本日の議論は以上とさせていただきます。そこで、その他事項になりますけれども、人材関係のところは資料が配布されていますか。

○事務局（小川企画官） 今日の資料ということではないですが、参考で木曜日に公表されました部分は机上に配布いたしました。

○相澤会長 これは急遽だったので机上だけになっているようですが、先週の木曜日の大臣・有識者会合で人材育成についての工程表というものを大臣・有識者議員の会として決定させていただきました。この内容をぜひご覧いただきたいと思います。この内容は国家戦略会議に古川科学技術政策担当大臣から出していただけるものです。この内容そのものは先週の報道にももう公開しているところでございます。

それでは、以上で本日の議題は終了でございますが、事務局から何かございますか。

○事務局（小川企画官） 資料4で1点お諮りしたい点がございます。資料4でございますが、重点化課題検討タスクフォースの設置期限の延長ということで、この資料4の裏側に設置のときの紙を付けております。趣旨のところ6月までの時限的な場とするということでお決めいただいたところでございます。検討の状況あるいは日程の調整等が遅れておまして、できれば7月まで延長させていただきたいということでお諮りいたします。

○相澤会長 タスクフォースというのは設置期限を限定してということで設定したものですので、この会議の進展状況から24年7月まで延長するということにさせていただきたいということでございます。よろしゅうございましょうか。

ありがとうございました。

○事務局（小川企画官） その他としまして資料5でございますが、当面のスケジュールとして次回7月19日、第6回が9月13日を予定しております。よろしく申し上げます。

○相澤会長 それでは5回、6回のご予定をお願い申し上げます。

それでは、これで本日の議事は全て終了でございます。どうもありがとうございました。